

平成 23 年 9 月 1 日  
大臣官房統計情報部賃金福祉統計課  
(担当・内線) 課 長 代田 雅彦 (7651)  
課長補佐 辰野 伸之 (7660)  
安全衛生第一係 (7662, 7663)  
(電話代表) 03(5253) 1111  
(夜間直通) 03(3595) 3147  
(F A X) 03(3502) 2797

## 平成 22 年労働安全衛生基本調査の概況

### 目 次

調査の概況	1 頁
結果の概要	3 頁
<b>【事業所調査】</b>	
1 安全衛生管理体制	3 頁
2 安全衛生活動	6 頁
<b>【労働者調査】</b>	
1 労働災害防止対策に対する意識	19 頁
2 安全衛生教育受講の評価	19 頁
3 ヒヤリ・ハット体験への対応	20 頁
4 自発的健康診断について	22 頁
主な用語の定義	23 頁

平成 22 年労働安全衛生特別調査の結果は、ホームページにも掲載されています。  
アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

# 調 査 の 概 況

## 1 調査の目的

本調査は、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止等に対する意識を把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とする。

## 2 調査の範囲

### (1) 地域

日本国全域とした。

### (2) 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」（通信業、映像・音声・文字情報制作業に限る）、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」（物品賃貸業に限る）、「学術研究、専門・技術サービス業」（商品・非破壊検査業、計量証明業、その他の技術サービス業に限る）、「宿泊業、飲食サービス業」（酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）、「生活関連サービス業、娯楽業」のうち洗濯・理容・美容・浴場業（その他の公衆浴場業、他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業を除く）、旅行業、娯楽業、「複合サービス事業」（郵便局に限る）、「サービス業（他に分類されないもの）」のうち廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業とした。

### (3) 事業所

平成18年事業所・企業統計調査を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから抽出した約12,000事業所とした。

### (4) 労働者

上記(3)の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者から抽出した約19,000人とした。

## 3 調査の対象期間

原則として平成22年10月31日現在とした。ただし、一部の事項については過去1か月間（平成22年10月1日～平成22年10月31日）、過去6か月間（平成22年5月1日～平成22年10月31日）、過去7か月間（平成22年4月1日～平成22年10月31日）又は過去1年間（平成21年11月1日～平成22年10月31日）を対象とした。

## 4 調査事項

### (1) 事業所調査

企業に関する事項、事業所に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、安全衛生活動に関する事項、労働災害に関する事項

### (2) 労働者調査

労働者の属性に関する事項、労働災害防止に関する事項、安全衛生教育に関する事項、ヒヤリ・ハット体験の有無及び会社(上司)の対応に関する事項、自発的健康診断に関する事項

## 5 調査の方法

### (1) 事業所調査

厚生労働省大臣官房統計情報部が直接、調査票を調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において担当者等が記入した後、厚生労働省大臣官房統計情報部へ返送し、実施した。

### (2) 労働者調査

厚生労働省大臣官房統計情報部が直接、調査票を労働者調査の対象となった事業所に郵送し、当該事業所の担当者等が抽出要領に基づき、対象労働者を抽出して調査票を配布し、調査対象労働者が自ら調査票を記入し、封緘した後に、事業所の担当者等がまとめて厚生労働省大臣官房統計情報部へ返送し、実施した。

## 6 調査の機関

厚生労働省大臣官房統計情報部一報告者

## 7 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

事業所調査	：	調査対象数 12,413	有効回答数 8,742	有効回答率 70.4%
労働者調査	：	調査対象数 19,016	有効回答数 11,557	有効回答率 60.8%

## 8 調査結果利用上の注意

### (1) 表章記号について

- ① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
- ② 「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- ③ 「…」は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
- ④ 「・」印は、その事象が出現することは本質的にあり得ない場合を示す。
- ⑤ 「\*」印のある数値は、調査対象数が少ないため利用上注意を要する場合を示す。

### (2) 構成比は四捨五入しているため、その合計が100.0にならない場合がある。

# 結果の概要

## 【事業所調査】

### 1 安全衛生管理体制

#### (1) 安全管理者等の選任状況等

事業所規模 50 人以上の事業所において安全管理者（※1「主な用語の定義」参照。以下、同じ。）を選任している事業所の割合は 77.9% [平成 17 年調査（以下、「前回」という。）80.4%]、衛生管理者（※2）を選任している事業所の割合は 86.0% [前回 80.4%]、産業医（※3）を選任している事業所の割合は 87.0% [前回 75.4%]、安全衛生委員会等（※4）を設置している事業所の割合は 84.7% [前回 76.2%] となっている。また、事業所規模 50 人未満の事業所において安全衛生推進者又は衛生推進者（※5）を選任している事業所の割合は 43.0% [前回 23.3%] となっている。（第 1 表）

第 1 表 安全管理者等及び産業医を選任している事業所並びに安全衛生委員会等を設置している事業所割合

(単位: %)

区 分	事業所計 (事業所規模 50人以上)	安全管理者 を選任して いる	衛生管理者 を選任して いる	産業医を 選任して いる	安全衛生 委員会等 を設置して いる	事業所計 (事業所規模 50人未満)	安全衛生推進 者又は衛生推 進者を選任して いる
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>77.9</b>	<b>86.0</b>	<b>87.0</b>	<b>84.7</b>	<b>100.0</b>	<b>43.0</b>
(事業所規模)							
1000人以上	100.0	87.5	98.8	99.8	99.8	.	.
500～999人	100.0	84.7	98.2	98.7	98.1	.	.
300～499人	100.0	88.8	98.1	99.3	99.0	.	.
100～299人	100.0	84.3	94.0	95.8	92.8	.	.
50～99人	100.0	73.4	80.4	80.9	78.8	.	.
30～49人	.	.	.	.	.	100.0	52.7
10～29人	.	.	.	.	.	100.0	40.9
(産業)							
建設業	100.0	91.3	90.8	87.2	94.8	100.0	66.8
製造業	100.0	93.5	90.0	92.3	91.2	100.0	47.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.7	98.6	98.3	98.8	100.0	77.3
情報通信業	100.0	61.2	83.0	84.6	79.8	100.0	25.5
運輸業、郵便業	100.0	87.4	86.4	92.5	90.7	100.0	57.1
卸売業、小売業	100.0	65.6	84.6	84.9	78.9	100.0	33.6
不動産業、物品賃貸業	100.0	58.7	75.9	86.5	72.5	100.0	41.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	72.0	90.3	87.5	89.2	100.0	54.7
宿泊業、飲食サービス業	100.0	61.2	83.2	72.3	71.5	100.0	32.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	59.3	73.2	67.0	66.6	100.0	36.3
複合サービス事業	100.0 *	100.0 *	76.9 *	100.0 *	76.9 *	100.0	60.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	58.4	81.2	83.7	80.5	100.0	52.1
<b>平成17年</b>	<b>100.0</b>	<b>80.4</b>	<b>80.4</b>	<b>75.4</b>	<b>76.2</b>	<b>100.0</b>	<b>23.3</b>

注: 1) 安全管理者、衛生管理者、産業医の選任及び安全衛生委員会の設置については、常用労働者50人以上規模の事業所を集計したものである。

2) 安全衛生推進者又は衛生推進者の選任については、常用労働者50人未満規模の事業所を集計したものである。

3) 産業医には、非常勤の産業医も含む。以下、第3表、第4表も同じ。

4) 「情報通信業」は「通信業、映像・音声・文字情報制作業」に限る。

5) 「不動産業、物品賃貸業」は、「物品賃貸業」に限る。

6) 「学術研究、専門・技術サービス業」は、「商品・非破壊検査業、計量証明業、その他の技術サービス業」に限る

7) 「宿泊業、飲食サービス業」は、「酒場、ピヤホール」、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除く。

8) 「生活関連サービス業、娯楽業」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「旅行業」「娯楽業」に限るが、「その他の公衆浴場業」、「他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」を除く。

9) 「複合サービス事業」は、「郵便局」に限る。

10) 「サービス業(他に分類されないもの)」は「廃棄物処理業」「自動車整備業」「機械等修理業」「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」に限る。

11) 注4～注10について、以下、最終表まで同じ。

(2) 総括安全衛生管理者の選任等

事業所規模 300 人以上の事業所において総括安全衛生管理者（※6）を選任している事業所の割合は 86.6%[前回 90.5%]となっており、選任している場合の選任者の地位は「事業主又は工場長・支店長クラス」が 83.3%[前回 79.2%]と最も多くなっている（第2表）。

第2表 総括安全衛生管理者の選任の有無及び選任者の地位別事業所割合

事業所規模300人以上 (単位:%)							
区分	事業所計	選任している	選任者の地位			選任していない	
			事業主又は工場長・支店長クラス	部長又は課長クラス	その他		
平成22年	100.0	86.6	(100.0)	(83.3)	(13.9)	(2.8)	13.4
(事業所規模)							
1000人以上	100.0	95.4	(100.0)	(91.9)	(6.8)	(1.3)	4.6
500～999人	100.0	89.9	(100.0)	(84.6)	(14.0)	(1.4)	10.1
300～499人	100.0	83.3	(100.0)	(80.7)	(15.5)	(3.8)	16.7
(産業)							
建設業	100.0	89.0	(100.0)	(74.5)	(23.1)	(2.3)	11.0
製造業	100.0	97.2	(100.0)	(89.4)	(8.7)	(2.0)	2.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	91.6	(100.0)	(74.7)	(25.3)	(-)	8.4
情報通信業	100.0	85.2	(100.0)	(70.0)	(27.8)	(2.2)	14.8
運輸業、郵便業	100.0	93.8	(100.0)	(80.8)	(17.8)	(1.4)	6.2
卸売業、小売業	100.0	79.7	(100.0)	(76.9)	(20.3)	(2.7)	20.3
不動産業、物品賃貸業	100.0 *	55.3 *	(100.0) *	(65.4) *	(34.6) *	(-)	44.7 *
学術研究、専門・技術サービス業	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(93.5) *	(6.5) *	(-)	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	70.9	(100.0)	(76.4)	(21.2)	(2.4)	29.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	69.9	(100.0)	(75.8)	(24.2)	(-)	30.1
複合サービス事業	100.0 *	100.0 *	(100.0) *	(-)	(100.0) *	(-)	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	57.2	(100.0)	(72.9)	(17.5)	(9.6)	42.8
平成17年	100.0	90.5	(100.0)	(79.2)	(16.8)	(4.0)	9.5

注：常用労働者300人以上規模の事業所を集計したものである。

### (3) 産業医に関する事項

事業所規模 50 人以上の事業所で産業医を選任している事業所のうち、過去 1 年間（平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで。以下同じ。）に産業医が実際に関与した業務がある事業所の割合は 95.9%となっており、関与した業務の内容では「健康診断結果に基づく事後措置、再発防止措置の指導」が 73.5%[前回 74.2%]と最も多くなっている（第 3 表）。

第3表 産業医が実際に関与した業務の内容別事業所割合

事業所規模50人以上		(単位:%)													
区 分	産業医を選任している事業所計	産業医が関与した業務がある	関与した業務の内容(複数回答)												産業医が関与した業務はない
			健康診断の実施に関する こと	再健康診断結果に基づく 事後措置、	健康 管理 計画の 企画、 立案の 指導	健康 相談・ 保健指 導等の 実施	労働者 の健康 障害の 原因の 調査	又は必 要な措 置に関 する医 学的な 評価、	の衛生 委員会 (安全 衛生委 員会)へ	長時 間労働 者への 面接指 導の実 施	メン タル ヘルス に関する 相談	相労働 者の健 康情報 の保護 に関する	職場 巡視	その他	
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>95.9</b>	<b>63.2</b>	<b>73.5</b>	<b>19.1</b>	<b>60.6</b>	<b>15.6</b>	<b>23.1</b>	<b>34.8</b>	<b>27.7</b>	<b>34.9</b>	<b>20.8</b>	<b>40.2</b>	<b>6.3</b>	<b>4.1</b>
(事業所規模)															
1000人以上	100.0	100.0	87.4	95.5	70.3	91.9	64.2	72.1	92.9	87.8	87.4	63.0	86.6	25.1	-
500～999人	100.0	98.2	73.9	87.2	44.5	83.3	41.5	52.9	69.1	67.0	72.4	43.1	72.1	11.9	1.8
300～499人	100.0	99.3	68.7	85.4	34.7	80.9	27.5	43.2	60.3	50.2	58.0	34.2	60.4	8.9	0.7
100～299人	100.0	96.6	63.1	79.2	19.5	68.0	16.8	27.1	40.5	35.9	40.7	19.2	46.1	6.8	3.2
50～99人	100.0	94.9	62.0	67.9	15.5	52.7	11.9	16.6	26.6	17.9	26.7	18.9	32.6	5.2	5.1
(産業)															
建設業	100.0	94.6	66.1	78.6	22.7	64.8	13.0	20.0	31.4	38.4	33.8	23.5	26.8	6.8	5.4
製造業	100.0	96.6	56.8	75.8	20.2	66.7	18.7	32.4	40.1	31.7	40.1	21.5	54.0	7.3	3.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.5	71.6	90.9	43.7	92.1	39.8	51.0	88.2	72.6	80.4	49.8	76.4	19.8	0.5
情報通信業	100.0	95.7	72.9	76.2	39.2	66.5	32.4	38.9	64.5	43.2	54.7	29.0	53.3	10.9	4.3
運輸業、郵便業	100.0	96.6	71.7	75.5	21.0	61.6	18.0	17.8	28.4	28.4	31.8	22.1	36.0	4.6	3.4
卸売業、小売業	100.0	95.4	61.6	70.9	15.1	52.3	10.3	17.5	31.0	21.8	33.0	18.6	34.2	4.9	4.6
不動産業、物品賃貸業	100.0	94.5	62.1	75.5	20.8	61.9	15.2	26.5	43.7	22.6	42.0	19.9	46.5	8.5	5.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	99.2	57.8	84.1	23.0	68.1	18.8	33.9	41.0	35.1	50.6	22.6	43.6	2.5	0.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	88.3	66.7	59.3	16.7	47.5	11.7	6.8	21.4	15.3	20.5	15.1	25.3	6.2	11.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	96.2	71.2	71.9	22.2	53.2	16.1	19.3	31.5	13.8	26.5	21.2	36.8	5.1	3.7
複合サービス事業	100.0	* 100.0 *	* 69.3 *	* 76.9 *	-	100.0 *	* 23.1 *	* 53.8 *	* 76.9 *	-	* 69.3 *	* 76.9 *	* 76.9 *	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	96.8	68.9	70.4	16.5	58.4	12.7	16.2	32.0	26.4	26.7	15.7	23.0	6.9	3.2
平成17年	100.0	...	66.0	74.2	19.2	66.9	12.4	20.0	27.2	13.2	18.2	19.0	33.8	9.4	...

注:1) 常用労働者50人以上規模の事業所を集計したものである。

2) 平成17年調査においては、関与した業務の内容のみを調査し、産業医が関与した業務の有無を調査していない。

産業医を選任していない事業所において、産業医を選任していない理由（新規調査項目）は「産業医の委託費用の負担の余裕がない」が25.0%、「選任する義務があることを知らなかった」が24.9%となっている（第4表）。

第4表 産業医を選任していない事業所における選任していない理由別事業所割合【新規調査項目】  
事業所規模50人以上 (単位:%)

区 分	産業医を選任していない事業所計	選任していない理由(複数回答)				その他
		近隣に引き受けてくれる医師がいない	産業医の委託費用の負担の余裕がない	選任する義務があることを知らなかった		
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>12.0</b>	<b>25.0</b>	<b>24.9</b>	<b>50.3</b>	
(事業所規模)						
1000人以上	100.0 *	-	-	-	100.0 *	
500～999人	100.0 *	10.4 *	48.3 *	3.5 *	58.7 *	
300～499人	100.0 *	14.1 *	-	64.8 *	35.2 *	
100～299人	100.0	35.4	21.2	9.9	40.9	
50～99人	100.0	9.4	25.4	26.6	51.4	
(産業)						
建設業	100.0	4.3	29.5	14.5	60.2	
製造業	100.0	8.3	27.2	22.4	44.7	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 *	-	-	-	100.0 *	
情報通信業	100.0	-	53.8	10.8	78.5	
運輸業、郵便業	100.0	21.8	32.6	19.4	44.5	
卸売業、小売業	100.0	12.0	13.8	26.3	55.3	
不動産業、物品賃貸業	100.0 *	-	17.7 *	9.4 *	55.2 *	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	-	9.0	9.0	73.1	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	13.2	33.8	40.9	38.5	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	8.8	25.5	50.1	47.4	
複合サービス事業	-	-	-	-	-	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	18.5	28.6	2.2	54.5	

注:1) 「産業医を選任していない事業所計」には「選任していない理由不明」が含まれる。  
2) 常用労働者50人以上規模の事業所を集計したものである。

## 2 安全衛生活動

### (1) リスクアセスメントに関する事項

リスクアセスメント(※7)を実施している事業所の割合は33.8%[前回20.4%]となっており、1,000人以上の事業所規模では86.6%[前回69.5%]となっている。実施の頻度は「1年に2回以上」が35.1%[前回28.8%]と最も高く、次いで「作業方法や設備の新設・変更の都度」が33.6%[前回37.5%]となっている。(第5表)

第5表 リスクアセスメント実施の有無及び実施の頻度別事業所割合

区 分	事業所計	実施している	実施の頻度					実施していない	実施している(平成17年)	
			1年に2回以上	1年に1回	2年以内に1回	2年を超える期間ごとに1回	作業方法や設備の新設・変更の都度			
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>33.8</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(35.1)</b>	<b>(28.7)</b>	<b>(1.9)</b>	<b>(0.8)</b>	<b>(33.6)</b>	<b>66.2</b>	<b>20.4</b>
(事業所規模)										
1000人以上	100.0	86.6	(100.0)	(37.5)	(32.8)	(0.5)	(0.3)	(28.8)	13.4	69.5
500～999人	100.0	69.8	(100.0)	(45.1)	(32.4)	(0.6)	(0.5)	(21.4)	30.2	49.4
300～499人	100.0	64.7	(100.0)	(50.1)	(27.7)	(1.7)	(0.1)	(20.4)	35.3	34.1
100～299人	100.0	58.2	(100.0)	(41.9)	(34.3)	(1.6)	(1.8)	(20.5)	41.8	23.9
50～99人	100.0	45.6	(100.0)	(39.3)	(33.3)	(0.4)	(1.2)	(25.9)	54.4	26.6
30～49人	100.0	36.5	(100.0)	(40.8)	(24.5)	(2.6)	(1.5)	(30.6)	63.5	19.3
10～29人	100.0	29.7	(100.0)	(31.5)	(28.2)	(2.1)	(0.4)	(37.8)	70.3	19.3
(産業)										
建設業	100.0	55.9	(100.0)	(33.8)	(27.7)	(1.7)	(0.1)	(36.7)	44.1	23.3
製造業	100.0	42.5	(100.0)	(33.1)	(23.5)	(1.2)	(1.2)	(41.0)	57.5	22.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	64.7	(100.0)	(54.5)	(31.3)	(-)	(-)	(14.3)	35.3	41.2
情報通信業	100.0	16.0	(100.0)	(41.8)	(28.0)	(0.1)	(2.2)	(27.9)	84.0	9.3
運輸業、郵便業	100.0	44.9	(100.0)	(47.3)	(28.8)	(1.9)	(0.5)	(21.4)	55.1	...
卸売業、小売業	100.0	24.8	(100.0)	(29.2)	(38.0)	(2.4)	(0.4)	(30.1)	75.2	18.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	29.6	(100.0)	(24.0)	(38.2)	(1.2)	(-)	(36.6)	70.4	...
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	45.6	(100.0)	(37.0)	(35.7)	(0.5)	(0.7)	(26.1)	54.4	...
宿泊業、飲食サービス業	100.0	21.9	(100.0)	(39.9)	(14.1)	(4.5)	(0.1)	(41.4)	78.1	10.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	17.0	(100.0)	(12.7)	(51.6)	(0.3)	(7.5)	(28.0)	83.0	...
複合サービス事業	100.0	19.4	(100.0)	(47.4)	(26.4)	(1.7)	(-)	(24.5)	80.6	...
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	43.5	(100.0)	(46.6)	(24.9)	(1.3)	(1.4)	(25.9)	56.5	...
平成17年	100.0	20.4	(100.0)	(28.8)	(30.7)	(2.7)	(0.4)	(37.5)	79.6	...

注:1) 「実施している」には「実施の頻度不明」が含まれる。  
2) 平成17年の産業分類については、平成14年3月改定日本標準産業分類によるため、一部産業で接続しない。  
3) 注2について、以下、最終表まで同じ。

リスクアセスメントを実施している事業所のうち、フォローアップをしている事業所の割合は89.4%、フォローアップ状況は「措置の実施状況について職長等管理者の意見を踏まえている」が43.3%[前回42.1%]と最も多く、次いで「措置の実施状況を事業場を統括する者（総括安全衛生管理者等）が確認している」が36.0%[前回45.5%]となっている（第6表）。

第6表 リスクアセスメント実施結果又は実施結果に基づく措置の実施状況のフォローアップ状況別事業所割合

(単位:%)

区 分	し り て す い く る ア セ ス メ ン ト を 実 施	フ ォ ロ ー ア ッ プ し て い る	フォローアップ状況(複数回答)						フ ォ ロ ー ア ッ プ し て い な い
			い ち エ ッ ク ク し を 外 も ら の つ 者 に て	実 施 結 果 を 基 づ き 成 果 を 基 づ き 成 果 を 基 づ き 成 果	全 生 計 画 を 基 づ き 成 果 を 基 づ き 成 果	リ ス ク ア セ ス メ ン ト を 基 づ き 成 果 を 基 づ き 成 果	確 認 し て い る 管 理 者 等 が 括 業	安 全 措 置 の 実 施 状 況 を 報 告 全	
平成22年	100.0	89.4	16.6	25.0	36.0	27.5	43.3	9.8	10.6
(事業所規模)									
1000人以上	100.0	97.5	18.8	59.8	60.2	75.3	80.1	13.8	2.3
500～999人	100.0	97.6	12.6	44.3	63.9	72.2	65.5	8.3	2.2
300～499人	100.0	97.5	15.1	43.3	53.6	64.9	67.9	7.3	2.5
100～299人	100.0	95.1	12.5	30.8	52.1	63.8	56.9	6.2	4.9
50～99人	100.0	93.2	10.9	30.2	45.1	47.5	47.8	5.5	6.8
30～49人	100.0	88.8	13.8	28.6	33.7	30.0	49.0	5.8	11.2
10～29人	100.0	87.8	19.0	21.6	32.1	17.1	38.3	12.1	12.2
(産業)									
建設業	100.0	92.0	12.0	41.1	41.7	27.0	53.0	7.4	8.0
製造業	100.0	89.0	19.6	21.6	40.9	38.3	51.0	6.3	11.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.8	4.6	46.2	56.9	50.7	61.2	8.2	1.2
情報通信業	100.0	91.1	14.6	20.7	43.8	27.4	34.0	28.7	8.9
運輸業、郵便業	100.0	94.6	11.5	28.0	44.4	41.5	43.4	4.8	5.4
卸売業、小売業	100.0	85.7	19.7	20.9	22.5	16.2	35.7	15.1	14.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	94.4	17.6	27.0	44.0	29.3	55.4	18.0	5.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	92.7	15.4	25.0	45.4	31.7	44.7	8.2	7.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	86.5	24.6	18.4	35.6	8.0	22.2	8.0	13.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	90.6	6.6	8.3	35.3	22.2	36.9	18.7	9.4
複合サービス事業	100.0	86.0	-	21.4	32.1	21.6	54.4	15.7	14.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	90.6	11.0	19.6	36.4	31.4	43.2	13.2	9.4
平成17年	100.0	...	14.0	18.3	45.5	24.4	42.1	17.5	...

注:1) 「リスクアセスメントを実施している事業所計」には「フォローアップの有無不明」が含まれる。

2) 平成17年調査では、「フォローアップ状況(複数回答)」のみ調査し、フォローアップの有無については調査していない。

また、リスクアセスメントの実施によって得られた効果（新規調査項目）としては、「職場に存在するリスクの情報を共有することができた」が67.3%と最も多く、次いで「労働災害やヒヤリ・ハット体験（※8）が減少した」が47.1%となっている（第7表）。

第7表 リスクアセスメントの実施により得られた効果別事業所割合【新規調査項目】

(単位:%)

区 分	リスクアセスメントを実施している事業所計	得られた効果(複数回答)							その他
		労働災害やヒヤリ・ハット体験が減少した	職場に存在するリスクの情報を共有することができた	対策を実施すべきリスクに対し合理的優先順位が決定できた	本質安全化に向けた対策が実施できた	費用対効果の観点から有効な対策ができた	日常的な安全衛生活動が活性化した		
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>47.1</b>	<b>67.3</b>	<b>22.8</b>	<b>28.2</b>	<b>10.0</b>	<b>44.2</b>	<b>4.7</b>	
(事業所規模)									
1000人以上	100.0	44.8	93.5	70.3	69.5	37.8	66.0	4.3	
500～999人	100.0	47.8	90.4	67.8	57.6	34.5	64.3	3.0	
300～499人	100.0	43.4	86.6	54.5	52.3	23.3	55.2	3.6	
100～299人	100.0	42.3	82.0	42.4	40.5	13.2	50.4	3.9	
50～99人	100.0	49.7	75.9	33.4	30.2	8.9	43.7	5.7	
30～49人	100.0	49.4	75.3	28.1	24.5	9.9	44.7	2.5	
10～29人	100.0	46.7	61.0	15.7	26.3	9.2	42.8	5.2	
(産業)									
建設業	100.0	60.8	65.0	29.8	28.9	7.1	54.4	4.7	
製造業	100.0	47.0	70.6	32.1	34.4	15.0	44.8	3.7	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	50.6	86.2	53.5	53.2	25.9	54.4	4.3	
情報通信業	100.0	31.5	74.4	20.4	27.1	6.5	40.1	8.4	
運輸業、郵便業	100.0	58.9	70.8	23.9	31.9	8.9	42.0	1.7	
卸売業、小売業	100.0	30.2	60.6	10.6	19.6	6.4	36.0	8.2	
不動産業、物品賃貸業	100.0	50.8	77.0	15.5	40.9	2.2	43.2	9.5	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	36.5	75.7	31.8	41.8	16.8	49.5	2.3	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	49.0	69.4	15.9	29.9	12.5	43.5	1.3	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	41.3	67.6	12.5	16.1	16.4	33.3	6.9	
複合サービス事業	100.0	31.9	58.0	8.9	23.2	10.6	66.8	15.7	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	54.7	73.2	24.9	27.9	9.0	51.1	3.1	

注:「リスクアセスメントを実施している事業所計」には「得られた効果不明」が含まれる。

リスクアセスメントを実施していない事業所において、実施していない理由は「十分な知識を持った人材がいないため」が40.5%[前回48.5%]と最も多くなっている（第8表）。

第8表 リスクアセスメントを実施していない理由別事業所割合

(単位:%)

区 分	リスクアセスメントを実施していない事業所計	実施していない理由(複数回答)					その他
		十分な知識を持った人材がいないため	実施方法が判らないため	災害防止についての効果が見込めないため	災害が発生していないため	法令を守っていれば十分ため	
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>40.5</b>	<b>28.0</b>	<b>3.8</b>	<b>22.3</b>	<b>28.3</b>	<b>25.3</b>
(事業所規模)							
1000人以上	100.0	27.2	12.1	5.9	18.4	21.4	41.7
500～999人	100.0	39.2	22.8	2.0	15.0	14.4	51.4
300～499人	100.0	34.8	21.7	1.9	15.6	15.8	42.8
100～299人	100.0	52.2	33.1	4.4	22.5	15.3	31.8
50～99人	100.0	52.9	30.2	4.4	22.1	11.1	27.9
30～49人	100.0	46.5	30.5	2.6	21.2	28.6	24.7
10～29人	100.0	37.7	27.2	3.9	22.5	30.4	24.8
(産業)							
建設業	100.0	38.7	29.2	5.2	14.6	24.5	31.1
製造業	100.0	47.7	28.3	4.9	23.7	29.2	23.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	36.1	17.7	7.8	10.6	13.6	54.9
情報通信業	100.0	34.1	19.3	8.2	30.6	30.9	31.9
運輸業、郵便業	100.0	51.4	28.3	2.7	18.9	24.5	23.0
卸売業、小売業	100.0	36.1	27.7	3.6	24.7	26.4	23.6
不動産業、物品賃貸業	100.0	40.3	28.8	3.8	29.9	25.6	38.8
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	47.8	26.4	-	14.5	23.3	41.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	38.3	25.4	2.9	19.8	33.6	26.8
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	44.0	33.0	3.3	17.8	39.3	22.8
複合サービス事業	100.0	26.4	23.6	5.2	14.8	12.2	57.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	42.2	31.7	2.5	24.5	22.6	28.5
平成17年	100.0	48.5	37.5	2.5	30.0	13.7	22.3

注:「リスクアセスメントを実施していない事業所計」には「実施していない理由不明」が含まれる。

(2) 労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）に関する事項

労働安全衛生マネジメントシステム（※9）を導入している事業所は7.0%[前回7.3%]、産業別では「電気・ガス・熱供給・水道業」が27.0%[前回35.4%]と最も多く、次いで「建設業」が15.6%[前回19.1%]となっている（第9表）。

第9表 労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）導入の有無及び導入の予定別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	導入して いる	導入していない	導入の予定			導入して いる (平成17年)	
				導入予定 あり	導入につい て検討中	導入予定 なし		
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>7.0</b>	<b>93.0</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(1.4)</b>	<b>(23.7)</b>	<b>(73.7)</b>	<b>7.3</b>
(事業所規模)								
1000人以上	100.0	46.6	53.4	(100.0)	(15.7)	(47.2)	(37.1)	37.2
500～999人	100.0	26.7	73.3	(100.0)	(4.6)	(48.1)	(47.1)	23.3
300～499人	100.0	19.2	80.8	(100.0)	(5.3)	(41.0)	(52.8)	18.9
100～299人	100.0	14.4	85.6	(100.0)	(3.6)	(40.8)	(54.7)	12.5
50～99人	100.0	10.8	89.2	(100.0)	(5.2)	(29.8)	(63.9)	9.9
30～49人	100.0	6.1	93.9	(100.0)	(1.8)	(27.9)	(69.3)	6.9
10～29人	100.0	6.0	94.0	(100.0)	(0.7)	(20.9)	(77.1)	6.4
(産業)								
建設業	100.0	15.6	84.4	(100.0)	(1.8)	(28.4)	(69.2)	19.1
製造業	100.0	6.6	93.4	(100.0)	(2.7)	(24.0)	(72.6)	6.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	27.0	73.0	(100.0)	(1.9)	(20.2)	(77.9)	35.4
情報通信業	100.0	2.7	97.3	(100.0)	(1.6)	(18.7)	(77.8)	4.1
運輸業、郵便業	100.0	13.4	86.6	(100.0)	(4.1)	(37.9)	(56.9)	...
卸売業、小売業	100.0	3.2	96.8	(100.0)	(0.3)	(22.0)	(76.6)	4.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	7.9	92.1	(100.0)	(-)	(19.6)	(77.5)	...
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	9.4	90.6	(100.0)	(1.0)	(24.0)	(74.3)	...
宿泊業、飲食サービス業	100.0	8.0	92.0	(100.0)	(0.8)	(19.2)	(77.2)	3.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	3.0	97.0	(100.0)	(1.7)	(12.8)	(84.3)	...
複合サービス事業	100.0	2.4	97.6	(100.0)	(-)	(5.5)	(94.1)	...
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	6.8	93.2	(100.0)	(1.1)	(29.6)	(68.1)	...
平成17年	100.0	7.3	92.7	(100.0)	(2.0)	(25.0)	(73.0)	...

注:「導入していない」には「導入の予定不明」が含まれる。

労働安全衛生マネジメントシステムを導入している事業所において、導入の前後を比較して、労働災害やヒヤリ・ハット体験が「減少した」と「ある程度減少した」事業所の割合は合わせて94.0%となっている（第10表）。

第10表 労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）導入後の労働災害やヒヤリ・ハット体験の状況別事業所割合

(単位:%)

区 分	労働安全衛生マ ネジメントシステムを 導入している 事業所計	労働災害やヒヤリ・ハット体験の状況		
		減少した	ある程度減少した	減少していない
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>39.5</b>	<b>54.5</b>	<b>6.1</b>
(事業所規模)				
1000人以上	100.0	26.1	50.9	23.0
500～999人	100.0	29.7	60.2	9.9
300～499人	100.0	27.6	65.4	7.0
100～299人	100.0	25.5	66.5	8.0
50～99人	100.0	37.2	54.1	8.7
30～49人	100.0	40.6	48.5	10.9
10～29人	100.0	42.5	53.6	3.8
(産業)				
建設業	100.0	35.3	62.6	2.1
製造業	100.0	34.4	49.2	16.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	24.6	48.8	26.6
情報通信業	100.0	56.6	43.4	-
運輸業、郵便業	100.0	31.6	61.4	7.0
卸売業、小売業	100.0	54.5	40.2	5.4
不動産業、物品賃貸業	100.0	41.4	58.6	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	38.2	61.8	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	49.7	50.3	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	12.8	83.1	4.1
複合サービス事業	100.0 *	28.6 *	28.6 *	28.6 *
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	38.7	58.5	2.8
平成17年	100.0	86.7	...	13.3

注:1)「労働安全衛生マネジメントシステムを導入している事業所計」には、「労働災害やヒヤリ・ハット体験の状況不明」が含まれる。

2)平成17年調査においては、「減少した」のみ調査しており、「ある程度減少した」は調査してない。

労働安全衛生マネジメントシステムを導入予定なしの事業所において、導入しない理由は「十分な知識を持った人材がいないため」が50.6%[前回44.4%]と最も多く、次いで「内容がわからないため」が37.9%[前回46.3%]となっている（第11表）。

第11表 労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)を導入しない理由別事業所割合

(単位:%)

区 分	導入予定なしの事業所計	導入しない理由(複数回答)							その他
		十分な知識を持った人材がいないため	導入にお金がかかりすぎるため	導入の手法がわからないため	入札資格等の経営上のメリットがないため	災害防止についての効果が見込めないため	内容がわからないため	他の労働安全衛生マネジメントシステムを導入しているから	
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>50.6</b>	<b>14.8</b>	<b>26.6</b>	<b>7.5</b>	<b>5.9</b>	<b>37.9</b>	<b>3.7</b>	<b>15.3</b>
(事業所規模)									
1000人以上	100.0	16.8	8.1	20.1	3.5	6.7	23.5	21.7	38.6
500～999人	100.0	33.8	15.4	20.4	6.5	7.1	14.8	10.9	39.9
300～499人	100.0	42.1	12.2	19.7	7.8	5.1	30.0	9.1	25.2
100～299人	100.0	53.2	15.7	27.5	6.6	7.8	32.3	5.2	20.7
50～99人	100.0	60.2	15.0	31.7	7.9	5.4	33.1	4.2	14.9
30～49人	100.0	48.5	14.3	29.8	7.2	5.2	42.1	5.6	13.7
10～29人	100.0	50.1	14.9	25.5	7.5	6.0	37.9	3.2	15.4
(産業)									
建設業	100.0	51.6	30.2	28.7	10.6	3.9	29.6	5.7	14.4
製造業	100.0	57.2	21.2	31.0	9.1	7.0	36.6	5.3	13.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	26.3	5.7	12.7	1.4	3.0	15.9	35.8	30.2
情報通信業	100.0	42.2	13.5	23.5	11.9	12.2	35.5	4.7	27.5
運輸業、郵便業	100.0	51.6	14.2	23.3	8.1	3.4	32.4	7.1	20.5
卸売業、小売業	100.0	46.8	6.8	23.7	4.7	6.8	41.1	1.8	15.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	44.1	16.4	19.4	17.2	9.0	31.0	4.2	25.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	43.0	17.7	22.9	10.6	5.7	34.0	8.1	21.6
宿泊業、飲食サービス業	100.0	52.4	19.0	27.0	10.0	2.6	38.1	3.2	9.8
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	50.8	9.0	33.7	6.8	9.4	41.8	2.2	16.3
複合サービス事業	100.0	27.5	1.1	16.2	1.5	3.0	35.5	2.2	43.2
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	51.7	18.9	25.1	7.0	5.7	39.0	5.4	18.4
平成17年	100.0	44.4	8.5	26.0	4.2	5.2	46.3	...	29.5

注:1)「導入予定なしの事業所計」には「導入しない理由不明」が含まれる。  
2)平成17年調査においては、「他の労働安全衛生マネジメントシステムを導入しているから」は調査していない。

### (3)一般定期健康診断実施に関する事項

過去1年間に一般定期健康診断(※10)を実施した事業所の割合は88.3%[前回78.5%]となっている。実施後の措置内容では「健康診断結果の労働者への通知」が95.5%[前回96.0%]と最も多く、次いで「有所見者における健康診断の結果についての医師等からの意見聴取」が40.6%[前回39.0%]となっている。(第12表)

第12表 一般定期健康診断実施の有無及び実施後の措置状況別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	実施した	一般定期健康診断の実施後の措置内容(複数回答)				実施していない	実施した(平成17年)	
			有所見者における健康診断の結果についての医師等からの意見聴取	健康診断結果に基づく就業上の措置	健康診断結果の労働者への通知	保健指導の実施			
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>88.3</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(40.6)</b>	<b>(29.1)</b>	<b>(95.5)</b>	<b>(38.2)</b>	<b>11.7</b>	<b>78.5</b>
(事業所規模)									
1000人以上	100.0	100.0	(100.0)	(93.4)	(78.6)	(99.8)	(94.3)	-	100.0
500～999人	100.0	99.5	(100.0)	(84.1)	(62.8)	(99.6)	(81.3)	0.5	100.0
300～499人	100.0	99.5	(100.0)	(76.1)	(55.4)	(98.4)	(71.0)	0.5	99.9
100～299人	100.0	99.0	(100.0)	(72.1)	(38.0)	(97.8)	(61.8)	1.0	98.5
50～99人	100.0	98.9	(100.0)	(58.8)	(32.6)	(95.9)	(48.1)	1.1	95.8
30～49人	100.0	95.7	(100.0)	(37.7)	(28.4)	(95.4)	(39.8)	4.3	86.8
10～29人	100.0	84.5	(100.0)	(35.6)	(27.5)	(95.3)	(34.0)	15.5	72.7
(産業)									
建設業	100.0	96.4	(100.0)	(40.6)	(33.8)	(95.1)	(34.7)	3.6	93.3
製造業	100.0	91.1	(100.0)	(40.3)	(26.4)	(93.9)	(40.1)	8.9	85.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.7	(100.0)	(74.9)	(54.7)	(97.2)	(79.7)	1.3	99.5
情報通信業	100.0	99.2	(100.0)	(43.6)	(29.1)	(94.1)	(45.9)	0.8	95.5
運輸業、郵便業	100.0	96.7	(100.0)	(47.0)	(39.1)	(96.0)	(44.9)	3.3	...
卸売業、小売業	100.0	86.5	(100.0)	(37.9)	(27.7)	(97.1)	(42.3)	13.5	67.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	90.1	(100.0)	(37.8)	(22.0)	(97.0)	(27.5)	9.9	...
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	95.5	(100.0)	(54.0)	(36.0)	(96.9)	(52.9)	4.5	...
宿泊業、飲食サービス業	100.0	76.5	(100.0)	(37.3)	(21.3)	(94.9)	(20.2)	23.5	70.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	76.3	(100.0)	(39.7)	(29.9)	(94.8)	(28.8)	23.7	...
複合サービス事業	100.0	99.3	(100.0)	(59.5)	(47.6)	(95.1)	(77.9)	0.7	...
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	94.6	(100.0)	(48.5)	(33.2)	(94.5)	(40.9)	5.4	...
平成17年	100.0	78.5	(100.0)	(39.0)	(26.8)	(96.0)	(34.9)	21.5	...

注:「実施した」には「一般定期健康診断の実施後の措置不明」が含まれる。

(4) 深夜業に関する事項

過去1年間に深夜業（※11）に従事した労働者がいる事業所の割合は36.0% [前回34.1%]、そのうち女性がいた事業所の割合（新規調査項目）は44.3%となっている（第13表）。

第13表 深夜業に従事した労働者の有無及び女性の有無別事業所割合【新規調査項目】

区 分	事業所計	深夜業に従事した労働者がいる		女性の有無		深夜業に従事した労働者がいない	深夜業に従事した労働者がいる (平成17年)
				いた	いない		
				(単位:%)			
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>36.0</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(44.3)</b>	<b>(55.1)</b>	<b>64.0</b>	<b>34.1</b>
(事業所規模)							
1000人以上	100.0	84.4	(100.0)	(64.2)	(35.2)	15.6	84.6
500～999人	100.0	83.4	(100.0)	(55.9)	(43.7)	16.6	76.2
300～499人	100.0	76.7	(100.0)	(56.2)	(43.4)	23.3	76.8
100～299人	100.0	65.2	(100.0)	(39.2)	(60.2)	34.8	66.7
50～99人	100.0	46.6	(100.0)	(33.6)	(66.2)	53.4	42.3
30～49人	100.0	44.2	(100.0)	(46.7)	(52.9)	55.5	38.9
10～29人	100.0	30.4	(100.0)	(45.6)	(53.5)	69.6	28.8
(産業)							
建設業	100.0	21.0	(100.0)	(3.2)	(96.8)	79.0	18.9
製造業	100.0	30.4	(100.0)	(24.6)	(75.4)	69.6	25.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	47.5	(100.0)	(6.0)	(90.9)	52.5	46.0
情報通信業	100.0	36.7	(100.0)	(69.7)	(30.3)	63.3	26.4
運輸業、郵便業	100.0	62.3	(100.0)	(16.3)	(82.7)	37.7	...
卸売業、小売業	100.0	26.3	(100.0)	(48.0)	(52.0)	73.6	36.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	27.1	(100.0)	(25.6)	(74.4)	72.9	...
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	26.4	(100.0)	(14.3)	(85.7)	73.6	...
宿泊業、飲食サービス業	100.0	60.7	(100.0)	(80.5)	(17.5)	39.3	43.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	46.5	(100.0)	(88.1)	(11.9)	53.5	...
複合サービス事業	100.0	1.0	(100.0)*	(-)	(100.0)*	99.0	...
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	41.4	(100.0)	(18.2)	(81.1)	58.6	...
平成17年	100.0	34.1	...	...	...	65.9	...

注:1) 「事業所計」には「深夜業に従事した労働者の有無不明」が含まれる。  
2) 「深夜業に従事した労働者がいる」には「女性の有無不明」が含まれる。

深夜業に従事した労働者がいる事業所において、「6か月毎に行う定期健康診断（※12）を行った」事業所の割合（新規調査項目）は51.4%、「自発的健康診断（※13）を受診し結果を事業所に提出した労働者がいた」事業所の割合は9.8%、受診結果に基づく具体的対策を講じた事業所の割合は37.5%となっている（第14表）。

第14表 深夜業に従事した労働者について定期健康診断の有無【新規調査項目】、自発的健康診断の受診状況及び受診結果に基づく具体的対策の有無別事業所割合

区 分	深夜業に従事した労働者がいる事業所計	6か月毎に行う定期健康診断の実施の有無		自発的健康診断を受診し結果を事業所に提出した労働者の有無		定期健康診断又は自発的健康診断の受診結果に基づく具体的対策の有無	
		行った	行っていない	いた	いない	講じた	講じていない
		(単位:%)					
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>51.4</b>	<b>47.9</b>	<b>9.8</b>	<b>89.2</b>	<b>37.5</b>	<b>61.8</b>
(事業所規模)							
1000人以上	100.0	97.0	2.4	5.2	94.2	78.9	20.5
500～999人	100.0	88.7	11.0	12.1	87.6	65.7	34.0
300～499人	100.0	90.1	9.6	10.4	89.3	59.7	40.0
100～299人	100.0	76.6	22.9	11.1	88.3	51.6	47.8
50～99人	100.0	68.9	31.0	12.3	87.6	42.5	57.4
30～49人	100.0	55.2	44.5	9.2	90.4	42.6	57.0
10～29人	100.0	42.1	57.1	9.3	89.2	32.1	67.1
(産業)							
建設業	100.0	34.6	65.4	11.7	88.3	35.2	64.8
製造業	100.0	59.6	40.4	7.7	92.3	39.5	60.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	85.2	11.7	7.0	89.9	56.2	40.8
情報通信業	100.0	46.9	53.1	19.0	81.0	35.7	64.3
運輸業、郵便業	100.0	79.4	19.6	15.1	83.8	55.8	43.2
卸売業、小売業	100.0	36.8	63.2	3.1	96.9	34.8	65.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	42.9	57.1	16.7	83.3	30.8	69.2
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	48.1	51.9	2.1	97.9	35.4	64.6
宿泊業、飲食サービス業	100.0	47.2	50.8	12.9	83.6	29.3	68.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	35.7	64.3	7.7	92.3	21.1	78.9
複合サービス事業	100.0*	100.0*	-	-	100.0*	100.0*	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	70.0	29.3	16.8	82.5	48.2	51.1

注: 「深夜業に従事した労働者がいる事業所計」には「定期健康診断の実施の有無不明」、「自発的健康診断を受診し結果を事業所に提出した労働者の有無不明」、「定期健康診断又は自発的健康診断の受診結果に基づく具体的対策の有無不明」が含まれる。

(5) 長時間労働者に関する事項

長時間労働者に対する医師による面接指導制度（※14）を知っている事業所の割合（新規調査項目）は50.6%となっており、100人以上規模の事業所では8割を超えている（第15表）。

第15表 長時間労働者に対する医師による面接指導制度の認知の有無別事業所割合【新規調査項目】

（単位：％）

区 分	事業所計	面接指導制度の認知状況		
		知っている	知らない	不明
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>50.6</b>	<b>49.2</b>	<b>0.2</b>
(事業所規模)				
1000人以上	100.0	99.1	0.9	-
500～999人	100.0	98.6	1.4	-
300～499人	100.0	96.0	4.0	-
100～299人	100.0	87.5	12.1	0.4
50～99人	100.0	77.2	22.8	0.0
30～49人	100.0	57.4	42.6	0.0
10～29人	100.0	42.9	56.8	0.3
(産業)				
建設業	100.0	45.4	54.5	0.0
製造業	100.0	50.1	49.8	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	84.3	15.2	0.5
情報通信業	100.0	58.1	41.9	-
運輸業, 郵便業	100.0	66.1	33.8	0.1
卸売業, 小売業	100.0	51.5	48.4	0.0
不動産業, 物品賃貸業	100.0	56.1	41.3	2.6
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	70.1	29.2	0.7
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	36.6	62.4	1.0
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	45.1	54.9	-
複合サービス事業	100.0	78.3	21.7	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	63.6	36.1	0.3

過去1か月間（平成22年10月1日から平成22年10月31日まで）における時間外・休日労働（※15）が、「1か月あたり100時間を超える労働者がいた」事業所の割合は6.0%となっている（第16表）。

第16表 過去1か月間における時間外・休日労働の状況別事業所割合

（単位：％）

区 分	事業所計	時間外・休日労働の状況		
		1か月あたり100時間を超える労働者がいた	1か月あたり80時間を超え、100時間以下の労働者がいた	1か月あたり45時間を超え、80時間以下の労働者がいた
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>6.0</b>	<b>10.0</b>	<b>28.2</b>
(事業所規模)				
1000人以上	100.0	41.5	59.3	93.1
500～999人	100.0	19.1	34.8	76.8
300～499人	100.0	13.8	31.1	70.1
100～299人	100.0	13.7	25.2	59.6
50～99人	100.0	7.7	16.8	45.5
30～49人	100.0	5.8	10.2	32.1
10～29人	100.0	5.2	7.7	22.6
(産業)				
建設業	100.0	5.6	6.5	27.2
製造業	100.0	6.5	12.7	33.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.2	6.7	42.4
情報通信業	100.0	10.9	19.4	51.5
運輸業, 郵便業	100.0	11.3	23.9	52.3
卸売業, 小売業	100.0	3.0	6.3	18.5
不動産業, 物品賃貸業	100.0	4.0	7.1	31.5
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	4.1	8.2	39.4
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	10.8	11.6	31.0
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	7.7	5.7	23.3
複合サービス事業	100.0	0.3	-	4.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	4.4	9.1	31.2

過去6か月（平成22年5月1日から平成22年10月31日まで）に、長時間にわたる時間外・休日労働者など健康への配慮が必要な者に対して医師による面接指導等を実施した事業所の割合は7.4%、また、面接指導等を実施しなかった事業所のうち、「面接指導等の対象者がいなかった」事業所の割合は85.3%となっている（第17表）。

第17表 長時間労働者等健康への配慮が必要な者に対する医師による  
面接指導等の実施の有無別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	面接指導等 を実施した	面接指導等を 実施しなかった	実施しなかった理由	
				面接指導等の 対象者がいな かった	面接指導等の対 象者はいたが、 実施しなかった
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>7.4</b>	<b>92.3</b>	<b>85.3</b>	<b>7.0</b>
(事業所規模)					
1000人以上	100.0	83.0	16.8	14.5	2.4
500～999人	100.0	60.5	39.4	34.3	5.0
300～499人	100.0	42.1	57.7	46.4	11.3
100～299人	100.0	28.5	71.5	60.5	11.0
50～99人	100.0	12.6	87.4	77.5	9.9
30～49人	100.0	9.4	90.6	82.5	8.1
10～29人	100.0	4.4	95.2	89.1	6.1
(産業)					
建設業	100.0	6.6	93.3	85.8	7.5
製造業	100.0	8.9	91.0	81.3	9.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	37.3	62.7	60.8	1.8
情報通信業	100.0	15.9	84.1	74.0	10.1
運輸業、郵便業	100.0	12.9	87.0	74.8	12.2
卸売業、小売業	100.0	4.9	94.6	92.1	2.5
不動産業、物品賃貸業	100.0	7.0	93.0	83.9	9.1
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	14.1	85.3	75.8	9.5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	6.8	92.2	81.7	10.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	5.6	94.4	86.9	7.5
複合サービス事業	100.0	0.3	99.7	99.3	0.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.0	89.0	81.4	7.6

注: 「事業所計」には「面接指導等の実施の有無不明」が含まれる。

面接指導等を実施した事業所の実施の基準（新規調査項目）では、「特段の基準はないが、その必要に応じて適宜面接指導等を実施した」が40.8%と最も多くなっている（第18表）。

第18表 長時間労働者等健康への配慮が必要な者に対する医師による面接指導等の実施の基準別事業所割合【新規調査項目】

区分	事業所計	面接指導等を実施した	実施の基準（複数回答）					
			接者え月時 指に、当 導対申た外 をしてしり・ 実し出1休 施医を0日 した師行0労 たよた間時 の労以間働 接働下をが 者で超1 指に、か	導対申え月時 等して出1た外 しし、実医を0り・ 施師行08休 したた間時 の労以間働 接働下をが 者で超1 指に、か	導対要え月時 等しと、8た外 をて認め0り・ 実施ら時4休 師にれ間5日 たよた下 の労以間働 接働でをが 者、超1 指に必か	接者め事 指に、業 導対基所 等してに独 をてに該自 実医該自 施師にす基 したよる準 たよる準 面働定	接の特 指他段 導必の 等要基 をに準 実応は 施じな した適 が宜、 面そ	
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>7.4</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(17.1)</b>	<b>(20.5)</b>	<b>(28.3)</b>	<b>(22.9)</b>	<b>(40.8)</b>
(事業所規模)								
1000人以上	100.0	83.0	(100.0)	(57.2)	(57.5)	(60.0)	(58.4)	(7.7)
500～999人	100.0	60.5	(100.0)	(40.9)	(52.2)	(51.0)	(47.5)	(11.7)
300～499人	100.0	42.1	(100.0)	(34.3)	(44.1)	(50.3)	(42.8)	(9.9)
100～299人	100.0	28.5	(100.0)	(29.9)	(32.2)	(32.7)	(32.7)	(21.9)
50～99人	100.0	12.6	(100.0)	(22.7)	(21.1)	(28.2)	(29.8)	(33.1)
30～49人	100.0	9.4	(100.0)	(15.3)	(22.6)	(31.2)	(15.4)	(43.2)
10～29人	100.0	4.4	(100.0)	(6.5)	(9.3)	(20.9)	(15.5)	(55.7)
(産業)								
建設業	100.0	6.6	(100.0)	(31.0)	(29.4)	(30.8)	(22.5)	(30.6)
製造業	100.0	8.9	(100.0)	(25.4)	(26.4)	(33.0)	(27.5)	(36.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	37.3	(100.0)	(16.8)	(27.0)	(67.6)	(31.5)	(3.6)
情報通信業	100.0	15.9	(100.0)	(14.5)	(18.4)	(46.8)	(15.1)	(40.6)
運輸業、郵便業	100.0	12.9	(100.0)	(19.7)	(19.5)	(17.0)	(15.7)	(53.9)
卸売業、小売業	100.0	4.9	(100.0)	(6.7)	(8.7)	(28.7)	(14.5)	(54.3)
不動産業、物品賃貸業	100.0	7.0	(100.0)	(19.3)	(20.3)	(24.1)	(49.1)	(11.2)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	14.1	(100.0)	(21.0)	(28.9)	(40.1)	(28.8)	(24.0)
宿泊業、飲食サービス業	100.0	6.8	(100.0)	(5.6)	(24.3)	(23.6)	(36.0)	(21.4)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	5.6	(100.0)	(6.1)	(7.7)	(6.1)	(5.1)	(79.8)
複合サービス事業	100.0	0.3	(100.0)*	(-)	(-)	(-)	(100.0)*	(-)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.0	(100.0)	(22.7)	(25.4)	(35.0)	(29.9)	(29.1)

注:「事業所計」には「面接指導等を実施しなかった」「面接指導等の有無不明」が含まれる。

また、面接指導等を実施した事業所のうち、面接指導等を踏まえての事後措置を実施した事業所の割合は87.2% [前回70.8%] となっており、措置内容（新規調査項目）では「労働時間の短縮」が69.8%と最も多くなっている（第19表）。

第19表 長時間労働者等健康への配慮が必要な者に対する医師による面接指導等を踏まえての事後措置の有無及び事後措置の内容別事業所割合【新規調査項目】

区分	面接指導等を実施した事業所計	措置を講じた	措置の内容（複数回答）						措置を講じなかった
			就業場所の変更	仕事内容の変更(作業の転換)	労働時間の短縮	深夜業の回数の減少	その他		
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>87.2</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(3.6)</b>	<b>(25.1)</b>	<b>(69.8)</b>	<b>(25.3)</b>	<b>(22.8)</b>	<b>12.6</b>
(事業所規模)									
1000人以上	100.0	87.4	(100.0)	(15.9)	(28.9)	(70.5)	(24.5)	(38.3)	12.6
500～999人	100.0	86.1	(100.0)	(6.0)	(24.9)	(75.1)	(14.6)	(34.6)	13.9
300～499人	100.0	86.8	(100.0)	(6.6)	(24.3)	(68.8)	(9.3)	(34.9)	13.2
100～299人	100.0	84.7	(100.0)	(4.3)	(13.8)	(66.8)	(17.9)	(33.0)	15.3
50～99人	100.0	85.8	(100.0)	(8.3)	(34.3)	(72.9)	(13.4)	(19.4)	14.2
30～49人	100.0	88.1	(100.0)	(4.8)	(27.2)	(63.2)	(28.0)	(23.1)	10.9
10～29人	100.0	88.4	(100.0)	(0.4)	(25.4)	(72.6)	(33.0)	(17.6)	11.6
(産業)									
建設業	100.0	82.5	(100.0)	(4.8)	(20.4)	(66.3)	(12.2)	(31.6)	17.5
製造業	100.0	81.7	(100.0)	(3.5)	(18.9)	(69.6)	(19.3)	(30.0)	18.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	71.1	(100.0)	(8.2)	(15.8)	(54.4)	(13.4)	(53.0)	28.9
情報通信業	100.0	77.3	(100.0)	(4.1)	(19.0)	(72.2)	(24.3)	(34.7)	22.7
運輸業、郵便業	100.0	88.2	(100.0)	(3.6)	(23.9)	(63.2)	(26.0)	(24.6)	10.4
卸売業、小売業	100.0	87.1	(100.0)	(2.0)	(36.3)	(77.1)	(35.7)	(9.2)	12.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	99.2	(100.0)	(-)	(22.3)	(100.0)	(21.9)	(4.6)	0.8
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	83.9	(100.0)	(10.6)	(27.7)	(64.7)	(31.3)	(36.9)	16.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	96.5	(100.0)	(2.0)	(20.8)	(79.3)	(37.4)	(17.1)	3.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	99.2	(100.0)	(1.8)	(22.5)	(41.4)	(12.6)	(39.0)	0.8
複合サービス事業	100.0	*100.0*	(100.0)*	(-)	(-)	(-)	(-)	(100.0)*	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	91.5	(100.0)	(9.3)	(29.1)	(63.9)	(16.7)	(23.2)	8.5
平成17年	100.0	70.8	...	...	...	...	...	...	29.2

注:1)「面接指導等を実施した事業所計」には「事後措置の有無不明」が含まれる。

2)平成17年調査では、労働時間が1か月あたり100時間を超えた労働者のうち、面接指導を受けた労働者がいる事業所に対して、「事後措置の有無」のみを調査したものである。

## (6) メンタルヘルスに関する事項

メンタルヘルス上の理由により連続1か月以上休業した労働者がいる事業所の割合は5.9%〔前回2.6%〕、退職した労働者がいる事業所の割合（新規調査項目）は2.8%となっており、いずれかがいる事業所の割合は7.3%となっている（※16）。また、連続1か月以上休業し、その後、職場復帰した労働者がいる事業所のうち、職場復帰に関するルールの有無については「職場のルールはなく、その都度相談している」が56.7%と最も多くなっている。（第20表）

第20表 メンタルヘルス上の理由により退職、休業及び休業後復帰した労働者がいる事業所及び職場復帰に関するルールの有無別事業所割合【新規調査項目】

(単位:%)

区分	事業所計	労働者により連続1か月以上休業した労働者がいる事業所の割合	退職者・休業者		職場復帰した労働者がいる事業所の割合	職場復帰に関するルールの有無				
			退職者	休業者		不明	慣習・文化等	明確なルールがある	職業・職場のルールはなし	不明
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>7.3</b>	<b>2.8</b>	<b>5.9</b>	<b>3.7</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(21.6)</b>	<b>(21.5)</b>	<b>(56.7)</b>	<b>(0.2)</b>
(事業所規模)										
1000人以上	100.0	89.1	43.9	90.3	84.5	(100.0)	(70.6)	(14.2)	(15.3)	(-)
500～999人	100.0	76.1	27.4	72.5	59.0	(100.0)	(50.8)	(24.2)	(25.0)	(-)
300～499人	100.0	61.4	19.8	58.3	40.3	(100.0)	(41.5)	(20.8)	(37.5)	(0.2)
100～299人	100.0	33.4	11.6	30.4	20.6	(100.0)	(30.9)	(15.8)	(52.6)	(0.8)
50～99人	100.0	13.2	3.7	11.4	7.3	(100.0)	(20.9)	(15.2)	(63.9)	(-)
30～49人	100.0	10.1	4.4	8.5	4.8	(100.0)	(10.4)	(21.2)	(68.4)	(-)
10～29人	100.0	3.3	1.5	2.2	1.3	(100.0)	(5.2)	(32.0)	(62.7)	(0.1)
(産業)										
建設業	100.0	4.8	1.8	4.0	2.0	(100.0)	(26.8)	(9.5)	(63.7)	(-)
製造業	100.0	11.8	4.6	9.3	5.9	(100.0)	(25.8)	(12.7)	(61.4)	(0.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	27.4	3.3	27.0	18.7	(100.0)	(69.9)	(13.5)	(16.5)	(-)
情報通信業	100.0	18.2	6.3	14.5	8.2	(100.0)	(45.1)	(13.4)	(41.5)	(-)
運輸業、郵便業	100.0	6.6	2.5	5.8	3.7	(100.0)	(19.9)	(8.4)	(71.5)	(0.2)
卸売業、小売業	100.0	5.9	1.6	5.6	3.9	(100.0)	(14.3)	(39.9)	(45.2)	(0.5)
不動産業、物品賃貸業	100.0	6.1	1.1	5.5	2.1	(100.0)	(11.0)	(64.2)	(24.8)	(-)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	15.7	4.6	12.9	7.7	(100.0)	(39.3)	(8.2)	(52.5)	(-)
宿泊業、飲食サービス業	100.0	4.9	3.2	2.4	1.4	(100.0)	(1.5)	(10.7)	(87.7)	(-)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	6.0	3.9	2.8	1.9	(100.0)	(24.3)	(1.7)	(74.0)	(-)
複合サービス事業	100.0	14.6	1.4	13.9	8.0	(100.0)	(75.2)	(-)	(24.8)	(-)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	8.1	4.0	6.7	4.2	(100.0)	(24.7)	(11.9)	(63.4)	(-)
平成17年	100.0	...	...	2.6	...	...	...	...	...	...

注:1) 「事業所計」には「メンタルヘルス上の理由により退職、連続1か月以上休業及び休業後復帰した労働者がいない」「メンタルヘルス上の理由により退職、連続1か月以上休業及び休業後復帰した労働者の有無不明」が含まれる。

2) 「メンタルヘルス上の理由により連続1か月以上休業または退職した労働者がいる」には、「メンタルヘルス上の理由により退職した労働者がいる」「メンタルヘルス上の理由により連続1か月以上休業した労働者がいる」のいずれかに該当する事業所を計上した。

3) 平成17年調査では、「メンタルヘルス上の理由により1か月以上休業した労働者」を調査したものであり、比較には注意を要する。

(7) 安全衛生活動に関する事項

安全衛生活動（※17）を実施している事業所の割合は 87.7% [前回 82.4%] となっており、実施内容では「4S（整理、整頓、清潔、清掃）活動」が 73.3% [前回 76.5%] と最も多く、次いで「安全パトロール」51.6% [前回 52.7%] となっている（第 21 表）。

第21表 安全衛生活動実施の有無及び実施内容別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所計	実施内容(複数回答)													安全衛生活動を実施していない
		安全パトロール	危険予知活動	安全提案制度	資格取得の促進	交通災害防止対策	職場体操	4S(整理、整頓、清潔、清掃)活動	健康相談	喫煙室の設置	全館禁煙	その他			
平成22年	100.0	87.7	(100.0)	(51.6)	(34.6)	(22.9)	(40.4)	(37.9)	(25.6)	(73.3)	(24.9)	(47.1)	(20.0)	(1.2)	12.1
(事業所規模)															
1000人以上	100.0	99.9	(100.0)	(88.3)	(79.9)	(63.8)	(80.3)	(81.0)	(68.3)	(90.5)	(88.5)	(87.2)	(15.4)	(16.2)	-
500～999人	100.0	99.1	(100.0)	(87.1)	(68.5)	(45.2)	(76.6)	(69.9)	(59.5)	(84.1)	(77.8)	(82.5)	(15.4)	(5.1)	0.9
300～499人	100.0	99.3	(100.0)	(84.8)	(66.8)	(47.9)	(62.2)	(63.4)	(46.6)	(87.1)	(73.9)	(79.9)	(15.4)	(5.0)	0.7
100～299人	100.0	98.0	(100.0)	(77.3)	(53.8)	(38.3)	(61.0)	(54.2)	(37.8)	(78.6)	(48.0)	(72.4)	(19.9)	(2.3)	1.7
50～99人	100.0	97.2	(100.0)	(65.3)	(43.5)	(29.6)	(52.1)	(45.9)	(34.6)	(76.6)	(35.9)	(61.6)	(23.7)	(2.0)	2.7
30～49人	100.0	92.7	(100.0)	(53.1)	(37.3)	(24.1)	(36.7)	(37.7)	(24.5)	(72.4)	(24.1)	(50.7)	(20.5)	(1.6)	7.2
10～29人	100.0	84.6	(100.0)	(46.8)	(30.7)	(20.1)	(37.7)	(35.1)	(23.3)	(72.5)	(21.0)	(41.7)	(19.5)	(0.8)	15.1
(産業)															
建設業	100.0	96.1	(100.0)	(84.3)	(70.9)	(30.6)	(81.2)	(57.8)	(47.0)	(65.7)	(26.6)	(42.7)	(16.1)	(2.7)	3.7
製造業	100.0	90.4	(100.0)	(65.2)	(42.2)	(32.2)	(43.9)	(30.5)	(33.8)	(83.7)	(26.6)	(54.9)	(17.7)	(1.2)	9.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.9	(100.0)	(87.8)	(81.2)	(40.5)	(71.9)	(78.6)	(61.2)	(74.3)	(69.1)	(84.0)	(15.0)	(1.4)	1.1
情報通信業	100.0	90.2	(100.0)	(28.9)	(22.0)	(16.0)	(21.4)	(31.5)	(14.1)	(52.9)	(41.4)	(64.8)	(29.6)	(2.4)	9.8
運輸業、郵便業	100.0	94.4	(100.0)	(66.2)	(58.8)	(28.2)	(49.8)	(66.3)	(24.1)	(66.2)	(28.5)	(48.9)	(12.7)	(1.5)	5.4
卸売業、小売業	100.0	84.1	(100.0)	(35.4)	(17.7)	(15.5)	(29.2)	(32.3)	(21.4)	(72.3)	(20.7)	(48.0)	(23.2)	(0.4)	15.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	79.6	(100.0)	(40.1)	(38.7)	(23.9)	(39.8)	(41.9)	(23.7)	(63.5)	(22.9)	(43.1)	(27.8)	(0.3)	16.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	94.0	(100.0)	(72.7)	(59.7)	(31.5)	(48.2)	(57.8)	(40.7)	(78.0)	(45.1)	(60.9)	(30.6)	(2.8)	6.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	80.4	(100.0)	(33.3)	(12.7)	(14.9)	(22.9)	(22.2)	(6.2)	(76.9)	(23.8)	(33.1)	(22.2)	(1.8)	19.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	86.3	(100.0)	(41.7)	(24.5)	(20.7)	(19.0)	(30.0)	(16.4)	(72.6)	(24.9)	(42.3)	(21.4)	(0.5)	12.0
複合サービス事業	100.0	98.3	(100.0)	(26.3)	(38.3)	(5.9)	(11.5)	(55.6)	(28.0)	(99.3)	(51.6)	(65.5)	(23.4)	(0.3)	1.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	90.7	(100.0)	(57.0)	(43.0)	(27.6)	(52.5)	(46.9)	(27.7)	(65.1)	(27.8)	(46.7)	(20.3)	(1.2)	8.7
平成17年	100.0	82.4	(100.0)	(52.7)	(36.6)	(22.3)	(34.1)	(40.2)	(23.9)	(76.5)	(20.3)	(43.1)	(14.8)	(6.4)	17.5

注:「事業所計」には「安全衛生活動実施の有無不明」が含まれる。



(9) 労働災害防止対策に関する関心の程度

労働災害防止対策を進めることについて関心がある事業所の割合は 89.2% [前回 87.3%] となっている (第 23 表)。

第23表 労働災害防止対策を進めることについての関心の有無及び関心の程度別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	関心がある	関心の程度		関心が ない	関心の程度		関心がある (平成17年)
			高い関心 がある	少し関心 がある		あまり関心 がない	全く関心 がない	
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>89.2</b>	<b>45.8</b>	<b>43.5</b>	<b>10.7</b>	<b>10.0</b>	<b>0.8</b>	<b>87.3</b>
(事業所規模)								
1000人以上	100.0	99.1	93.6	5.5	0.9	0.9	-	99.8
500～999人	100.0	99.0	85.9	13.1	1.0	1.0	0.1	99.5
300～499人	100.0	98.6	89.4	9.2	1.0	1.0	-	97.4
100～299人	100.0	97.2	76.9	20.3	2.8	2.7	0.1	97.4
50～99人	100.0	95.1	63.3	31.7	4.9	4.5	0.4	94.9
30～49人	100.0	93.1	47.6	45.4	6.9	6.4	0.5	89.7
10～29人	100.0	87.1	40.6	46.5	12.9	12.0	0.9	84.9
(産業)								
建設業	100.0	96.7	72.6	24.1	3.2	3.2	-	97.4
製造業	100.0	90.8	53.3	37.5	9.2	8.1	1.0	91.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.5	88.0	11.5	0.5	0.5	-	98.9
情報通信業	100.0	77.8	31.5	46.2	22.2	20.4	1.9	86.3
運輸業, 郵便業	100.0	95.6	60.5	35.1	4.4	4.1	0.2	...
卸売業, 小売業	100.0	88.5	33.5	55.1	11.5	10.9	0.6	84.8
不動産業, 物品賃貸業	100.0	84.9	38.4	46.5	15.1	13.7	1.4	...
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	94.3	58.4	35.9	5.7	5.7	-	...
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	82.3	33.7	48.6	17.7	17.0	0.8	75.6
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	77.7	35.5	42.2	22.3	17.7	4.5	...
複合サービス事業	100.0	91.6	44.2	47.4	8.4	8.0	0.3	...
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	92.3	58.3	34.0	7.6	7.6	0.1	...
(業務上災害)								
業務上災害あり	100.0	96.9	63.0	33.9	3.1	2.9	0.2	...
業務上災害なし	100.0	87.0	40.9	46.0	13.0	12.1	0.9	...
平成17年	100.0	87.3	47.7	39.6	12.7	10.8	1.8	...

注:1) 「事業所計」には「関心の有無不明」が含まれる。

2) 平成22年計には「業務上災害の有無不明」が含まれる。

3) 平成17年調査では「業務上災害あり」「業務上災害なし」については表章していない。

【労働者調査】

1 労働災害防止対策に対する意識

事業所が取り組んでいる労働災害防止対策について関心がある労働者の割合は 69.1% [前回 73.7%] となっている (第 24 表)。

第24表 事業所が取り組んでいる労働災害防止対策についての関心の状況別労働者割合

区 分	労働者計	関心がある	関心の程度			関心の程度		関心がある (平成17年)
			非常に関心がある	少し関心がある	関心がない	あまり関心がない	全く関心がない	
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>69.1</b>	<b>29.1</b>	<b>40.0</b>	<b>30.9</b>	<b>25.9</b>	<b>5.0</b>	<b>73.7</b>
(事業所規模)								
1000人以上	100.0	90.9	62.5	28.4	9.1	8.0	1.1	85.7
500～999人	100.0	71.7	34.2	37.5	28.3	22.9	5.4	84.1
300～499人	100.0	71.8	27.9	43.9	28.2	25.7	2.6	82.0
100～299人	100.0	75.8	34.5	41.3	24.2	22.2	2.0	72.8
50～99人	100.0	74.4	33.3	41.1	25.6	22.9	2.8	73.1
30～49人	100.0	67.6	23.4	44.1	32.4	29.1	3.4	66.3
10～29人	100.0	59.6	21.6	38.0	40.4	31.0	9.5	73.3
(年齢階級)								
20歳未満	100.0	20.7	4.0	16.7	79.3	44.0	35.3	48.3
20～29歳	100.0	55.2	16.0	39.2	44.8	32.7	12.1	62.3
30～39歳	100.0	70.5	24.7	45.8	29.5	24.5	5.0	67.7
40～49歳	100.0	71.8	32.9	38.9	28.2	26.6	1.6	79.3
50～59歳	100.0	78.6	41.4	37.2	21.4	19.1	2.3	79.4
60歳以上	100.0	66.2	34.1	32.0	33.8	30.0	3.9	88.6
60～64歳	100.0	70.5	34.6	35.9	29.5	27.9	1.6	89.1
64歳以上	100.0	52.4	32.8	19.7	47.6	36.4	11.1	87.1
(就業形態)								
正社員	100.0	73.4	31.8	41.7	26.6	23.0	3.6	77.1
契約社員	100.0	62.5	21.7	40.8	37.5	32.3	5.3	...
パートタイム労働者	100.0	42.5	12.2	30.3	57.5	43.4	14.1	54.0
派遣労働者	100.0	61.8	21.1	40.7	38.2	33.8	4.4	53.4
上記以外の就業形態	100.0	81.5	61.6	19.8	18.5	10.4	8.1	73.1
平成17年	100.0	73.7	32.5	41.2	26.3	23.6	2.7	...

注:1) 平成17年調査においては、「契約社員」は調査していない。  
2) 注1について、以下、最終表まで同じ。

2 安全衛生教育受講の評価

雇い入れられたとき・派遣されたときに、安全衛生教育を受けた労働者は 60.8% [前回 57.5%]、そのうち、教育が大いに役に立っているとする労働者の割合 46.3% [前回 42.6%]、少し役に立っているとする労働者の割合は 46.5% [前回 50.6%] となっている (第 25 表)。

第25表 雇い入れられたとき、派遣されたときにおける安全衛生教育受講の有無及びその教育が役に立っている認識の程度別労働者割合

区 分	労働者計	安全衛生教育を受けた		教育が役に立っている認識の程度			安全衛生教育を受けていない	安全衛生教育を受けた (平成17年)
				大いに役に立っている	少し役に立っている	あまり役に立っていない		
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>60.8</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(46.3)</b>	<b>(46.5)</b>	<b>(7.2)</b>	<b>39.2</b>	<b>57.5</b>
(事業所規模)								
1000人以上	100.0	88.8	(100.0)	(52.3)	(43.4)	(4.3)	11.2	89.2
500～999人	100.0	68.8	(100.0)	(43.3)	(48.0)	(8.7)	31.2	76.9
300～499人	100.0	74.2	(100.0)	(37.3)	(54.2)	(8.5)	25.8	70.0
100～299人	100.0	72.1	(100.0)	(43.6)	(49.5)	(6.8)	27.9	61.0
50～99人	100.0	64.8	(100.0)	(52.9)	(41.7)	(5.4)	35.2	62.7
30～49人	100.0	55.3	(100.0)	(47.5)	(48.3)	(4.1)	44.7	54.5
10～29人	100.0	48.1	(100.0)	(44.6)	(44.7)	(10.7)	51.9	45.0
(年齢階級)								
20歳未満	100.0	63.1	(100.0)	(13.3)	(45.8)	(40.9)	36.9	82.5
20～29歳	100.0	61.3	(100.0)	(43.6)	(46.2)	(10.3)	38.7	62.3
30～39歳	100.0	60.8	(100.0)	(43.2)	(48.8)	(8.0)	39.2	58.0
40～49歳	100.0	64.7	(100.0)	(43.2)	(51.4)	(5.4)	35.3	52.2
50～59歳	100.0	58.0	(100.0)	(55.8)	(38.3)	(5.8)	42.0	59.2
60歳以上	100.0	52.9	(100.0)	(59.9)	(38.7)	(1.4)	47.1	61.3
60～64歳	100.0	53.6	(100.0)	(57.7)	(40.6)	(1.7)	46.4	63.6
64歳以上	100.0	50.7	(100.0)	(67.1)	(32.5)	(0.3)	49.3	54.9
(就業形態)								
正社員	100.0	64.0	(100.0)	(47.0)	(46.6)	(6.3)	36.0	58.1
契約社員	100.0	55.7	(100.0)	(43.0)	(48.9)	(8.1)	44.3	...
パートタイム労働者	100.0	45.7	(100.0)	(43.5)	(41.1)	(15.4)	54.3	52.9
派遣労働者	100.0	54.8	(100.0)	(39.3)	(53.1)	(7.6)	45.2	60.0
上記以外の就業形態	100.0	36.5	(100.0)	(37.1)	(58.3)	(4.6)	63.5	61.1
平成17年	100.0	57.5	(100.0)	(42.6)	(50.6)	(6.8)	42.5	...

注:「安全衛生教育を受けた」には「教育が役に立っている認識の程度不明」が含まれる。

### 3 ヒヤリ・ハット体験への対応

現在の職場で、過去1年間において、労働災害につながるようなヒヤリ・ハット体験があった労働者の割合は40.5% [前回62.0%] となっており、産業別では「製造業」、「運輸業、郵便業」が5割を超えている。

ヒヤリ・ハット体験があった労働者において、ヒヤリ・ハット体験をしたときの状態は「物の置き方、作業場所の欠陥」が44.5% [前回46.7%] と最も多くなっている。(第26表)

第26表 「ヒヤリ・ハット体験」の有無及び体験したときの状態別労働者割合

区分	労働者計	ヒヤリ・ハット体験あり	ヒヤリ・ハットを体験したときの状態(複数回答)									ヒヤリ・ハット体験なし	ヒヤリ・ハット体験あり(平成17年)	
			物自体の欠陥	防護装置、安全装置の欠陥	物の置き方、作業場所の欠陥	保護具、服装等の不備	作業環境の欠陥	第三者(物)による不安全な状態	自然的に不安定な状態	作業方法の不備	その他			
<b>平成22年</b> (事業所規模)	<b>100.0</b>	<b>40.5</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(18.5)</b>	<b>(11.6)</b>	<b>(44.5)</b>	<b>(9.3)</b>	<b>(11.1)</b>	<b>(24.4)</b>	<b>(24.7)</b>	<b>(27.2)</b>	<b>(14.3)</b>	<b>59.5</b>	<b>62.0</b>
1000人以上	100.0	48.7	(100.0)	(11.2)	(14.7)	(55.8)	(7.8)	(9.1)	(30.4)	(12.1)	(31.2)	(9.7)	51.3	72.6
500～999人	100.0	41.6	(100.0)	(20.4)	(15.1)	(49.3)	(11.8)	(15.0)	(23.0)	(13.1)	(26.4)	(12.2)	58.3	67.4
300～499人	100.0	40.3	(100.0)	(13.6)	(10.4)	(53.7)	(11.0)	(12.3)	(22.0)	(16.4)	(23.7)	(14.4)	59.7	67.7
100～299人	100.0	49.3	(100.0)	(20.7)	(10.7)	(54.5)	(13.0)	(15.3)	(30.5)	(21.2)	(31.9)	(14.7)	50.7	62.0
50～99人	100.0	36.8	(100.0)	(21.8)	(13.0)	(41.4)	(7.1)	(13.3)	(28.4)	(21.2)	(25.8)	(12.7)	63.2	57.9
30～49人	100.0	43.7	(100.0)	(19.7)	(14.2)	(40.7)	(7.2)	(7.8)	(20.1)	(24.4)	(30.7)	(19.6)	56.2	58.0
10～29人	100.0	34.1	(100.0)	(15.9)	(8.7)	(35.2)	(8.2)	(7.5)	(19.3)	(35.6)	(21.6)	(12.7)	65.9	62.8
(産業)														
建設業	100.0	48.4	(100.0)	(19.0)	(19.8)	(32.7)	(16.9)	(10.9)	(30.3)	(37.6)	(34.8)	(14.6)	51.6	69.9
製造業	100.0	50.9	(100.0)	(16.9)	(13.7)	(51.0)	(14.0)	(13.1)	(28.6)	(12.4)	(35.3)	(12.1)	49.1	68.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	38.1	(100.0)	(11.7)	(5.9)	(39.5)	(10.1)	(8.0)	(17.9)	(29.1)	(23.8)	(12.2)	61.9	72.0
情報通信業	100.0	21.8	(100.0)	(12.8)	(5.0)	(46.0)	(9.1)	(11.1)	(27.2)	(41.2)	(42.8)	(22.8)	78.2	36.9
運輸業、郵便業	100.0	53.2	(100.0)	(19.9)	(8.9)	(34.8)	(4.1)	(8.5)	(26.9)	(30.7)	(19.6)	(16.7)	46.8	...
卸売業、小売業	100.0	29.1	(100.0)	(15.6)	(9.7)	(47.4)	(2.1)	(10.0)	(16.2)	(35.9)	(16.5)	(13.5)	70.9	61.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	33.2	(100.0)	(11.7)	(18.5)	(26.4)	(15.4)	(12.6)	(18.3)	(35.8)	(34.0)	(10.3)	66.8	...
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	49.8	(100.0)	(15.3)	(12.9)	(36.4)	(13.1)	(14.5)	(18.8)	(22.2)	(26.7)	(22.6)	50.0	...
宿泊業、飲食サービス業	100.0	29.6	(100.0)	(18.7)	(5.0)	(51.3)	(7.6)	(6.1)	(9.0)	(11.4)	(30.2)	(16.2)	70.4	47.8
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	29.1	(100.0)	(41.1)	(13.7)	(40.6)	(6.9)	(17.6)	(32.6)	(19.3)	(10.9)	(17.5)	70.8	...
複合サービス事業	100.0	28.3	(100.0)	(31.3)	(5.1)	(40.5)	(1.2)	(13.5)	(40.8)	(17.6)	(0.7)	(11.0)	71.7	...
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	42.4	(100.0)	(21.3)	(8.6)	(38.6)	(9.8)	(11.0)	(25.7)	(33.0)	(26.3)	(17.1)	57.6	...
(年齢階級)														
20歳未満	100.0	31.6	(100.0)	(0.8)	(1.7)	(19.8)	(2.6)	(-)	(1.6)	(9.8)	(19.3)	(71.8)	68.4	52.0
20～29歳	100.0	37.3	(100.0)	(26.4)	(14.3)	(44.8)	(9.1)	(12.3)	(24.1)	(16.5)	(28.3)	(14.3)	62.7	50.6
30～39歳	100.0	42.8	(100.0)	(20.1)	(9.9)	(47.1)	(11.8)	(12.1)	(23.8)	(25.6)	(32.4)	(15.1)	57.2	58.2
40～49歳	100.0	38.9	(100.0)	(17.8)	(13.2)	(48.2)	(9.5)	(11.4)	(26.7)	(23.7)	(25.8)	(10.8)	61.0	71.6
50～59歳	100.0	39.5	(100.0)	(13.6)	(11.8)	(39.8)	(7.5)	(9.4)	(25.9)	(26.5)	(24.2)	(16.5)	60.4	63.2
60歳以上	100.0	48.5	(100.0)	(13.6)	(8.3)	(35.1)	(4.4)	(8.5)	(19.3)	(37.1)	(16.4)	(11.1)	51.5	55.0
60～64歳	100.0	50.3	(100.0)	(16.6)	(8.5)	(40.5)	(2.9)	(10.8)	(22.0)	(30.9)	(19.7)	(9.1)	49.7	57.7
64歳以上	100.0	42.8	(100.0)	(2.5)	(7.5)	(15.0)	(9.7)	(-)	(9.6)	(60.0)	(4.2)	(18.4)	57.2	47.2
(就業形態)														
正社員	100.0	41.9	(100.0)	(18.8)	(12.5)	(45.7)	(10.3)	(10.4)	(24.7)	(23.8)	(28.2)	(13.5)	58.1	64.4
契約社員	100.0	45.2	(100.0)	(22.5)	(9.2)	(41.9)	(2.6)	(15.6)	(25.3)	(32.2)	(18.5)	(14.3)	54.7	...
パートタイム労働者	100.0	32.0	(100.0)	(13.4)	(5.7)	(34.0)	(4.7)	(14.3)	(22.9)	(28.8)	(21.8)	(19.1)	68.0	49.2
派遣労働者	100.0	28.8	(100.0)	(11.1)	(3.2)	(54.6)	(12.6)	(12.2)	(20.7)	(20.2)	(37.2)	(15.9)	71.2	56.8
上記以外の就業形態	100.0	31.7	(100.0)	(30.0)	(14.7)	(42.8)	(8.3)	(7.1)	(16.5)	(18.5)	(35.8)	(29.8)	68.3	54.3
平成17年	100.0	62.0	(100.0)	(22.6)	(13.7)	(46.7)	(9.7)	(17.3)	(23.4)	(25.6)	(36.5)	(12.1)	37.8	...

注:「労働者計」には「ヒヤリ・ハット体験の有無不明」が含まれる。

ヒヤリ・ハット体験をしたとき、会社（上司）に報告した労働者の割合は 78.8% [前回 77.7%] となっており、そのうち、会社（上司）が「原因の究明や設備の改善など十分に対応してくれた」とする労働者の割合は 72.0% [前回 72.4%] となっている（第 27 表）。

第27表 「ヒヤリ・ハット体験」をしたときの会社(上司)への報告の有無及び会社(上司)の対応別労働者割合

(単位:%)

区 分	ヒヤリ・ハット体験があった労働者計	会社(上司)に報告した		会社(上司)の対応			会社(上司)に報告しなかった	会社(上司)に報告した(平成17年)
				原因の究明や設備の改善など十分に対応してくれた	対応してくれたが、十分ではなかった	全く対応しなかった		
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>78.8</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(72.0)</b>	<b>(24.9)</b>	<b>(3.0)</b>	<b>21.2</b>	<b>77.7</b>
(事業所規模)								
1000人以上	100.0	84.3	(100.0)	(73.0)	(23.9)	(2.6)	15.7	79.5
500～999人	100.0	80.4	(100.0)	(61.2)	(33.7)	(5.0)	19.6	80.0
300～499人	100.0	81.6	(100.0)	(64.7)	(30.9)	(4.2)	18.4	78.4
100～299人	100.0	84.2	(100.0)	(69.6)	(29.2)	(1.2)	15.7	81.8
50～99人	100.0	82.6	(100.0)	(71.6)	(26.6)	(1.9)	17.4	83.4
30～49人	100.0	74.4	(100.0)	(66.7)	(26.0)	(7.3)	25.6	86.0
10～29人	100.0	72.8	(100.0)	(81.5)	(15.8)	(2.3)	27.0	68.3
(産業)								
建設業	100.0	86.3	(100.0)	(83.6)	(15.4)	(1.1)	13.7	90.6
製造業	100.0	83.1	(100.0)	(67.7)	(29.4)	(2.8)	16.7	82.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	80.1	(100.0)	(84.3)	(13.5)	(2.3)	19.9	74.7
情報通信業	100.0	86.6	(100.0)	(75.2)	(23.3)	(1.6)	13.4	76.5
運輸業、郵便業	100.0	83.2	(100.0)	(74.4)	(22.9)	(2.1)	16.8	...
卸売業、小売業	100.0	59.1	(100.0)	(66.6)	(27.8)	(5.6)	40.9	61.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	80.2	(100.0)	(80.2)	(19.2)	(0.7)	19.8	...
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	85.8	(100.0)	(64.4)	(32.1)	(3.4)	14.2	...
宿泊業、飲食サービス業	100.0	84.9	(100.0)	(81.9)	(11.4)	(6.7)	15.1	87.8
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	84.4	(100.0)	(66.3)	(33.0)	(0.7)	15.6	...
複合サービス事業	100.0	80.2	(100.0)	(68.3)	(31.3)	(0.4)	19.8	...
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	82.6	(100.0)	(74.0)	(24.0)	(1.9)	17.4	...
(年齢階級)								
20歳未満	100.0	39.2	(100.0)	(91.7)	(8.3)	(-)	60.8	87.0
20～29歳	100.0	78.8	(100.0)	(71.5)	(25.8)	(2.7)	21.1	83.2
30～39歳	100.0	80.8	(100.0)	(70.7)	(25.1)	(3.9)	19.2	82.1
40～49歳	100.0	80.2	(100.0)	(73.7)	(24.4)	(1.9)	19.6	67.8
50～59歳	100.0	78.6	(100.0)	(73.7)	(23.4)	(2.8)	21.4	84.8
60歳以上	100.0	70.1	(100.0)	(67.1)	(28.6)	(4.4)	29.9	77.4
60～64歳	100.0	75.9	(100.0)	(65.4)	(29.9)	(4.7)	24.1	76.2
64歳以上	100.0	48.4	(100.0)	(76.7)	(21.0)	(2.4)	51.6	81.8
(就業形態)								
正社員	100.0	81.5	(100.0)	(73.5)	(23.4)	(3.0)	18.4	77.3
契約社員	100.0	79.4	(100.0)	(68.9)	(29.8)	(1.3)	20.6	...
パートタイム労働者	100.0	53.1	(100.0)	(60.2)	(35.8)	(3.8)	46.9	77.3
派遣労働者	100.0	76.0	(100.0)	(67.3)	(32.4)	(0.2)	24.0	92.3
上記以外の就業形態	100.0	86.2	(100.0)	(49.2)	(35.5)	(15.4)	13.8	89.8
平成17年	100.0	77.7	(100.0)	(72.4)	(26.2)	(1.5)	20.7	...

注:1) 「ヒヤリ・ハット体験があった労働者計」には「会社(上司)への報告の有無不明」が含まれる。

2) 「会社(上司)に報告した」には「会社(上司)の対応不明」が含まれる。

#### 4 自発的健康診断について

過去6か月間（平成22年5月1日から平成22年10月31日まで）に深夜業に従事した労働者の割合は16.3%〔前回13.6%〕となっており、また、深夜業に従事する労働者が事業者が行う健康診断のほかに受けることができる自発的健康診断制度を知っている労働者の割合は26.7%〔前回19.5%〕となっている（第28表）。

第28表 深夜業従事の有無及び自発的健康診断制度の認知別労働者割合

区 分	労働者計	深夜業		自発的健康診断制度	
		深夜業に従事する労働者である	深夜業に従事する労働者ではない	知っている	知らない
		(単位:%)			
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>16.3</b>	<b>83.7</b>	<b>26.7</b>	<b>73.3</b>
(産業)					
建設業	100.0	6.5	93.5	24.8	75.2
製造業	100.0	12.2	87.8	26.0	74.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	11.8	88.2	33.7	66.3
情報通信業	100.0	18.6	81.4	26.7	73.3
運輸業、郵便業	100.0	28.3	71.7	35.9	64.1
卸売業、小売業	100.0	13.0	87.0	23.7	76.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	7.6	92.4	15.3	84.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	7.1	92.9	23.3	76.7
宿泊業、飲食サービス業	100.0	23.2	76.8	24.3	75.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	33.0	67.0	9.8	90.2
複合サービス事業	100.0	2.9	97.1	32.7	67.3
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	19.2	80.8	39.3	60.7
(年齢階級)					
20歳未満	100.0	37.3	62.7	2.4	97.6
20～29歳	100.0	19.6	80.4	16.3	83.7
30～39歳	100.0	16.7	83.3	27.4	72.6
40～49歳	100.0	12.3	87.7	30.8	69.2
50～59歳	100.0	13.2	86.8	29.3	70.7
60歳以上	100.0	28.7	71.3	29.7	70.3
60～64歳	100.0	25.7	74.3	28.2	71.8
64歳以上	100.0	38.3	61.7	34.3	65.7
平成17年	100.0	13.6	86.3	19.5	80.5

深夜業に従事している労働者のうち、自発的健康診断制度を知っている労働者の割合は38.6%〔前回32.4%〕となっており、そのうち、自発的健康診断を受けた労働者の割合は54.7%〔前回64.5%〕となっている（第29表）。

第29表 深夜業に従事している労働者のうち自発的健康診断制度の認知及び自発的健康診断の受診状況別労働者割合

区 分	深夜業に従事する労働者計	自発的健康診断制度を知っている	健診の有無		自発的健康診断制度を知らない	自発的健康診断制度を知っている（平成17年）	
			自発的健康診断を受けた	自発的健康診断を受けていない			
			(単位:%)				
<b>平成22年</b>	<b>100.0</b>	<b>38.6</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(54.7)</b>	<b>(45.3)</b>	<b>61.4</b>	<b>32.4</b>
(産業)							
建設業	100.0	39.0	(100.0)	(49.4)	(50.6)	61.0	36.0
製造業	100.0	39.2	(100.0)	(55.3)	(44.7)	60.8	19.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	51.1	(100.0)	(56.0)	(44.0)	48.9	48.6
情報通信業	100.0	22.0	(100.0) *	(74.6) *	(25.4) *	78.0	24.5
運輸業、郵便業	100.0	41.9	(100.0)	(51.4)	(48.6)	58.1	...
卸売業、小売業	100.0	39.7	(100.0)	(49.3)	(50.7)	60.3	49.7
不動産業、物品賃貸業	100.0	17.9	(100.0) *	(87.6) *	(12.4) *	82.1	...
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	33.5	(100.0)	(27.1)	(72.9)	66.5	...
宿泊業、飲食サービス業	100.0	35.8	(100.0)	(27.1)	(72.9)	64.2	21.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	11.6	(100.0)	(92.8)	(7.2)	88.4	...
複合サービス事業	100.0 *	88.6 *	(100.0) *	(100.0) *	(-)	11.4 *	...
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	57.3	(100.0)	(77.9)	(22.1)	42.7	...
(年齢階級)							
20歳未満	100.0	3.7	(100.0) *	(54.2) *	(45.8) *	96.3	0.9
20～29歳	100.0	18.5	(100.0)	(43.3)	(56.7)	81.5	22.7
30～39歳	100.0	43.4	(100.0)	(42.3)	(57.7)	56.6	27.1
40～49歳	100.0	52.5	(100.0)	(60.4)	(39.6)	47.5	40.5
50～59歳	100.0	48.3	(100.0)	(59.9)	(40.1)	51.7	41.5
60歳以上	100.0	30.5	(100.0)	(84.8)	(15.2)	69.5	48.6
60～64歳	100.0	35.7	(100.0)	(82.4)	(17.6)	64.3	48.2
64歳以上	100.0	19.6	(100.0)	(94.0)	(6.0)	80.4	49.5
平成17年	100.0	32.4	(100.0)	(64.5)	(35.5)	67.6	...

## 主な用語の定義

### ※1 「安全管理者」

常時 50 人以上の労働者を使用する一定の業種に属する事業所において安全装置等の設置や発生した災害原因の調査及び対策の検討などの安全に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任することになっている。

### ※2 「衛生管理者」

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいう。衛生管理者の免許を持っているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任することとなっている。

### ※3 「産業医」

健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置で医学に関する専門知識を必要とすることなど労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいう。

### ※4 「安全衛生委員会等」

安全委員会、衛生委員会及び安全衛生委員会を総称して安全衛生委員会等という。

「安全委員会」とは、事業所における労働者の危険防止のための基本的対策など事業所の安全に関する事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べるために置かれる機関をいう。その構成は、事業の実施を統括管理する人もしくはこれに準ずる人が議長となるほか、委員の半数は労働者の過半数を代表する者の推薦（労働組合がある場合には労働組合の推薦）によって事業者が指名した者によることとされている。

「衛生委員会」とは、事業所における労働者の健康の保持増進を図るための基本となる対策等事業所の衛生に関する事項について調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関。その構成は安全委員会と同様になっている。

「安全衛生委員会」とは、安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいう。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じている。

### ※5 「安全衛生推進者又は衛生推進者」

「安全衛生推進者」とは、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項（労働者数が 50 人以上の事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任することになっている。

「衛生推進者」とは、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（労働者数が 50 人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任することになっている。

### ※6 「総括安全衛生管理者」

安全管理者や衛生管理者を指揮し、事業所の安全衛生管理を統括して管理する者で、その事業所の事業の実施を統括管理する者であり、選任義務は産業、規模により異なる。

### ※7 「リスクアセスメント」

事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定、記録の一連の手順をいう。

### ※8 「ヒヤリ・ハット体験」

職場において、労働災害につながるような「ひやり」としたり、「はっと」したりした体験をいう。

### ※9 「労働安全衛生マネジメントシステム」

事業者が労働者の協力の下に、「計画－実施－評価－改善」という一連の過程を定めて、連続的かつ継続的な安全衛生管理を自主的に行うことにより、事業所の労働災害の潜在的危険性を低減させ、事業所における安全衛生水準の向上に資する安全衛生管理の仕組みのことをいう。

## ※10 「一般定期健康診断」

労働安全衛生法の規定に基づき、事業者が一定の検査項目について、毎年定期的に行う健康診断をいう。

定期健康診断の代わりに人間ドック等を実施している場合であっても、法定の検査項目について、毎年定期的を実施していれば、名称にとらわれずに定期健康診断を実施したものとした。

なお、法定の検査項目は、次のものとなっている。(労働安全衛生規則第44条)

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査
- ⑦ 肝機能検査
- ⑧ 血中脂質検査
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査
- ⑪ 心電図検査

## ※11 「深夜業」

深夜業(原則として午後10時から午前5時までの間にわたる業務をさす。勤務時間の一部でもこの時間帯にかかる場合は、深夜業があるとした。「深夜業に従事する労働者」とは、過去6か月間を平均して1か月当たり4回以上の深夜業勤務を行っている(た)労働者をいう。

## ※12 「6か月毎に行う定期健康診断」

深夜業などの特定業務に常時従事する労働者に対して、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的を実施することが義務づけられている健康診断をいう。

## ※13 「自発的健康診断制度」

深夜業に従事する労働者が、事業者が行う健康診断のほか、自発的に健康診断を受診し、その結果を事業者に提出することができる制度をいう。

## ※14 「長時間労働者に対する医師による面接指導制度」

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じるもの。

面接指導には、保健師による保健指導、チェックリストにより疲労蓄積度を確認すること、産業医による事業場に対する助言指導などを含む。

労働安全衛生法の改正により、脳・心臓疾患の発症を予防するために、平成18年4月1日(常時50人未満の労働者を使用する事業所は平成20年4月1日)から、①時間外・休日労働が1か月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者、②時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超える労働により疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有している労働者、③事業場において定められた基準に該当する労働者、に対し、事業者は医師による面接指導等を実施することが義務づけられた。

## ※15 「時間外・休日労働時間」

休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間をいう。

1か月当たりの時間外・休日労働時間の算定は、次の式により行う。

1か月の総労働時間(労働時間数+延長時間数+休日労働時間数) - (計算期間(1か月間)の総暦日数/7) × 40

## ※16 「メンタルヘルス上の理由により退職した労働者又は休業した労働者」

メンタルヘルス不調※を原因として、以下の疾病により休業又は退職した労働者をいう。

- ① 症状性を含む器質性精神障害
- ② 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- ③ 統合失調症、分裂病型障害および妄想性障害
- ④ 気分[感情]障害
- ⑤ 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- ⑥ 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- ⑦ 成人の人格および行動の障害
- ⑧ 知的障害(精神遅滞)
- ⑨ 心理的発達の障害
- ⑩ 小児(児童)期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、詳細不詳の精神障害

なお、メンタルヘルス不調※とは、精神および行動の障害に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的および行動上の問題を幅広く含むものをいう。

#### ※17 「安全衛生活動」

事業場が安全衛生を保持するために自ら実施する、以下のような活動をいう。

「安全パトロール」 事業所の全域あるいは単位作業場ごとに危険な施設、設備、機械や作業方法等を発見し、これを是正することにより安全を達成しようとする職場の巡視。

「危険予知活動」 職場の作業の状況の中にひそむ危険要因とそれが引き起こす現象を、現場や作業の状況を描いたイラストシートを使ったり、現場で実際に作業をさせたりしながら、危険のポイントを確認して、行動する前に解決する訓練を行う災害防止活動。

「安全提案制度」 労働者が職場内における安全に関する措置改善等を提案し、必要な対策を講じる活動。

#### ※18 「安全衛生教育」

労働者に対する安全及び衛生のための教育のことであり、新たに労働者を雇い入れた時、作業内容を変更した時や一定の危険又は有害な業務に労働者を従事させる場合等に行う教育をいう。